

自動継続自由金利型定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日。以下同じ。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については上記 1. (2) の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70% を乗じた利率。ただし、小数点第 4 位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取り扱います。
 - ① 預入日の 1 か月後の応当日から預入日の 2 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
 - ② 預入日の 2 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳または証書とともに提出してください。
 - (3) 継続を停止した場合のこの料金の利息（中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。
 - (4) この預金を定期預金共通規定第 6 条第 1 項により満期日前に解約する場合、または定期預金共通規定第 6 条第 5 項もしくは第 6 項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」という。）について次の預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

 - ① 預入日の 1 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のア、イおよびウ（イおよびウの算式により計算した利率の小数点第 4 位以下は切り捨てます。ただし、ウの算式により計算した利率が 0% を下回るときは、0% とします。）のうち、最も低い利率
ア. 解約日における普通預金の利率

自動継続自由金利型定期預金規定

イ. 約定利率－約定利率×30%

ウ. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のアおよびイの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、イの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。）のうち、いずれか低い利率

ア. 約定利率－約定利率×30%

イ. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割りで計算します。

3. (規定の準用)

この規定に定めがない事項については、定期預金共通規定により取り扱います。

4. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上